

主要事業評価シート(第2次実施計画 / R1・2・3年度)

基本 事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17040	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業等)	課名	地域福祉課 福祉総務G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	財務	会計 01:一般会計
	基本施策	01:地域福祉力の向上	科	款 03:民生費
	施策の方向	04:低所得者への支援と自立支援の推進	目	項 01:社会福祉費
	戦略プロジェクト	-	目	01:社会福祉総務費
事業予定期間		H 27 ~ R - 年度	主な根拠法令要綱等 生活困窮者自立支援法第5条、第6条、第7条	

目的 概要	対象	生活困窮者
	目的	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業を実施し、制度の狭間に置かれていた生活困窮者の自立促進を図る。
概要	自立相談支援事業:個々のニーズに応じた支援プランの作成。継続した伴走的支援。 住居確保給付金:離職等により住居を喪失する恐れのある者に対する家賃相当額の支給。 家計改善支援事業:公的制度の利用支援や家計に関する相談支援。資金の貸付の斡旋等。	

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
年度計画	[必須事業]	自立相談支援事業 ・相談窓口の開設 ・主任相談支援員、相談支援員、 就労支援員の配置 住居確保給付金 ・家賃相当額の支給	[必須事業] 自立相談支援事業 ・相談窓口の開設 ・主任相談支援員、相談支援員、 就労支援員の配置 住居確保給付金 ・家賃相当額の支給	[必須事業] 自立相談支援事業 ・相談窓口の開設 ・主任相談支援員、相談支援員、 就労支援員の配置 住居確保給付金 ・家賃相当額の支給	
	[任意事業]	家計改善支援事業 ・家計改善支援員の配置	[任意事業] 家計改善支援事業 ・家計改善支援員の配置	[任意事業] 家計改善支援事業 ・家計改善支援員の配置	
年度実績	自立相談支援事業 主任相談支援員、相談支援委員、就労支援員の3職種2名を配置し、116件の新規相談があり、うち18件の支援プランを作成。 住居確保給付金 新規認定5件 家計相談支援事業 家計相談支援員1名を配置し、16件の支援利用に対応				
事業の計画・実績	計画額	事業費	14,900千円	15,400千円	15,900千円
		国庫支出金	10,080千円	10,330千円	10,580千円
		県支出金			0千円
		地方債			
		その他			
事業費	予算額	事業費	14,900千円	0千円	0千円
		国庫支出金	10,080千円		
		県支出金			
		地方債			
		その他			
決算額	決算額	事業費	14,136千円	0千円	0千円
		国庫支出金	9,601千円		
		県支出金			
		地方債			
		その他			
人件費	人件費	総人件費	785千円	0千円	0千円
		一般職員	785千円	0千円	0千円
		所要人員	0.10		
		会計年度任用職員等	0千円	0千円	0千円
		総コスト(+)	14,921千円	0千円	0千円
受益者負担率		0.0%	0.0%	0.0%	

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標	名称 自立相談支援機関で相談を受けた件数	計画値 520	520	520
	活動	実績値 598		
		単位 件	件	件
		名称 家計相談を受けた件数	計画値 50	50
	活動	実績値 159		
		単位 件	件	件
名称 支援プラン作成件数		計画値 15	15	15
成果	実績値 18			
	単位 件	件	件	
	名称 支援プランの作成を行った件数			

事業の改善	前評価	<p>【前回評価の対応方針の概要を記入】</p> <p>平成30年10月生活困窮者自立支援法が改正され、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の三位一体で取り組むことで生活困窮者自身で就労、家計管理等ができるように求められている。本市が未実施の就労準備支援事業の実施を検討しながら、ハローワークとの巡回相談において、就労支援員と連携した生活困窮者の自立支援に取り組む。</p>
	改善行動	<p>【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】</p> <p>自立相談支援事業の相談には、8050問題など、ひきこもりに関する内容があり、経済的な困窮に直面している世帯が市内に顕在化している。ひきこもりは、相談支援につながりにくく、家族を含めた継続的な支援により、社会復帰につながるものである。本市におけるひきこもりを取り巻く現状や、活用できる資源の把握に向けた実態調査の具体的な手法を検討しつつ、ひきこもりへの対応も含めた就労準備支援事業の導入について、本格的な検討を進めた。</p>

		評価	(判定)
事業の評価	活動	<p>【計画どおりに実施できたか】</p> <p>経済的困窮などの課題を抱えた新規相談者については、自立相談支援事業で対応し、新規相談116件、延べ相談件数598件となり、前年度実績に比べ、延べ相談は50件増加し、継続的な相談支援を行った。また、その中で、相談者の生活課題を把握・整理し、その解決に向け、住居確保給付金事業や家計改善支援事業などを組み合わせた支援プランを策定し、毎月開催する支援調整会議において協議・決定したうえで、自立に向けたきめ細やかな伴走的な支援を行った。</p>	A 計画どおり実施できた
	成果	<p>【成果は順調に上がったか】</p> <p>支援プランを策定し、継続的な支援を行っている対象者に対して、相談支援員による寄り添った支援を行うことにより、支援調整会議を経て、支援の終結に至ったケースは9件となり、生活保護受給世帯に陥らず、相談者の社会的な自立につながった。また、亀山市社会福祉協議会に自立相談支援事業の相談窓口を活用した「福祉なんでも相談」を開設し、相談者の傾向を把握しつつ、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、包括的に受け止める体制づくりを進めた。</p>	B まずまず成果を得た

今後の対応方針	課題	<p>【課題は何か】</p> <p>支援プランを検討する支援調整会議は、本人同意に基づくことが原則となるが、対象者の情報を関係機関と共有することが法的に担保されていない。また、生活困窮に関する相談は、新型コロナウイルス感染症が与える社会生活への影響から急激な増加が懸念されるとともに、経済的な問題のみならず、社会的な孤立など、さまざまな福祉課題を抱える傾向が高く、それらの課題を丸ごと受け止めるだけでなく、必要な支援につなぐことが求められる。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 <p>【その他の場合、その内容を記載】</p>
	対応	<p>【課題に対し、どのように対応するか】</p> <p>平成30年10月に改正された生活困窮者自立支援法では、その情報を関係機関と共有できるしくみとして支援会議を設置できることが法で定められたことから、本市における支援調整会議に支援会議の機能を付加することを検討する。新型コロナウイルス感染症の影響から増加が予想される相談に対し、福祉課題に対応するCSWとの役割の棲み分けを明確化するとともに、社会福祉協議会の資金貸付制度等の各種制度を駆使しつつ、社会福祉協議会との更なる連携の強化を図り、相談支援体制の構築を図る。</p>	
	効果	<p>【対応することで、どのような効果が期待できるか】</p> <p>本人同意の有無に関係なく、生活困窮者の情報を必要な関係機関で共有でき、早期の相談支援のアプローチが可能となる。福祉に関するあらゆる相談を、国の「断らない相談窓口」を視野に入れ、包括的に受け止め、必要に応じて関係機関へと適切につなぐことができる。</p>	
対応時期		令和2年度以降	

【1次評価者】	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループリーダー 梅田 全志
【最終評価者】	健康福祉部 地域福祉課長 小林 恵太

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	A	A	A		
	成果	B	B	B		

令和元年度予算額(事業費)の内訳

予算額(事業費)		14,900 千円
内訳	平成30年度からの繰越額	千円
	令和元年度の最終予算額	14,900 千円
	令和2年度への繰越額	千円